

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

阿賀野市は、新潟市の東に位置し、平成16年4月に隣接する安田町・京ヶ瀬村・水原町・笹神村が新設合併し、誕生した。

南側には大河阿賀野川が流れ、東側には標高1,000m級の山々が連なる五頭連峰を背にして形成された扇状地に約5,800ha余りの水田が広がる穀倉地帯で、自然環境豊かな地域である。こうした豊かな大地・豊富な水を活用して農業や酪農、窯業土石などが地場産業として発展してきた。

人口は平成7年以降減少しており、平成30年5月1日時点で42,866人となっている。平成11年以降は社会人口、自然人口ともにマイナスとなっており、人口構成比は14歳以下の年少人口が減少、65歳以上の高齢人口が増加している。

全産業に占める農業への就業者割合が11.3%と近隣市町村と比べても高い比率となっているように、農業が基幹産業の一つである。

また、雇用者数の約3割、売上高の3割超、付加価値額の約3割が製造業となっており、製造業を中心とした経済構造をなしている。中でも、製造品出荷額等の構成比率及び従業員比率で見ると、食料品製造業が製造品出荷額等の30.3%、従業員比率の30.9%を占めている。地域の農産物等を利用した食料品の製造やコラボレーションした商品開発等を行う企業もあり、地域内の連携がみられる。

食料品製造業に続いて、化学工業が製造品出荷額等の構成比率21.3%（従業員比率3.7%）、家具装備品製造業6.5%（8.3%）、電子部品・デバイス・電子回路製造業5.7%（7.5%）、印刷・同関連業5.2%（4.6%）、窯業・土石製品製造業4.8%（6.4%）、はん用機械器具製造業4.5%（7.2%）、生産用機械器具製造業3.4%（7.1%）と幅広い分野の「ものづくり産業」の集積がみられるのも本市の特性・強みである。

企業の大部分は中小企業者であり、経済の国際化や激しい企業間競争、急速な少子高齢化や人口減少などにより、厳しい経営環境に置かれており、とりわけ人材の確保や設備投資による生産性の向上が大きな課題となっている。

(2) 目標

阿賀野市としては、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、市内の生産性向上を図っていく。これを実現するための目標として、計画期間において、毎年度5件以上、累計10件以上の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当市の産業は、幅広い分野の「ものづくり産業」が集積しているほか、農業やサービス業などの幅広い業種の中小企業で構成されているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

当市の産業は、幅広い分野の「ものづくり産業」が集積しているほか、農業やサービス業などの幅広い業種の中小企業で構成されているため、当市の全域を本計画の対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

当市の産業は、幅広い分野の「ものづくり産業」が集積しているほか、農業やサービス業などの幅広い業種の中小企業で構成されているため、当市のすべての業種・事業を本計画の対象業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

計画期間は、国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取り組みは先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・ 市税を滞納していない者を対象とする。
- ・ 暴力団(阿賀野市暴力団排除条例(平成23年阿賀野市条例第30号)第2条第1項に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者を対象とする。